

地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年10月15日

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 入札に付する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 箱根町競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 「入札案件概要書」に記載している入札参加資格に適合している者であること。
- (3) 「かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）」により入札に参加できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- (6) 発注工種に係る建設業法第26条の技術者を配置できる者であること。
- (7) 入札金額に対応した入札内訳書を提出できる者であること。
- (8) 当該案件に係る設計図書を入手した者であること。
- (9) 箱根町が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (10) 国及び地方公共団体に支払うべき税を滞納している者でないこと。
- (11) 工事に係る債権債務関係、事故責任等について、箱根町と係争中である者及び組する者と認められる者でないこと。
- (12) 建設業法第28条に規定する指示又は営業停止を受けている者でないこと。（箱根町を含む地域に限る。）
- (13) 経営不振の状態（会社更生法又は民事再生法に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされているとき（ただし、更生又は再生手続きの開始決定を受けた後、（1）に規定する競争入札参加資格の再認定を受けた場合を除く）、6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出しているとき等）にある者でないこと。
- (14) 箱根町暴力団排除条例（平成23年箱根町条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (15) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

3 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、「入札案件概要書」に記載した期限までに、「電子入札システム」により競争参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 入札参加申請者には、入札参加資格の有無について、「入札案件概要書」に記載した期限までに、「電子入札システム」により競争参加資格確認通知書を発行する。ただし、入札参加資格が「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定する。

4 設計図書に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、「入札案件概要書」に記載した期限内に、指定された方法で設計図書を取得・閲覧すること。
- (2) 設計図書等に関する質問がある場合は、「入札案件概要書」に記載した期限内に、指定された方法で質問すること。回答は、「入札案件概要書」に記載した期限までに、「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供する。

5 入札方法に関する事項

- (1) 入札書は、「入札案件概要書」に記載した期限内に、「かながわ電子入札共同システム」を利用して提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予定価格は事後公表とする。
- (4) 最低制限価格を設定する。ただし、設定価格については公表しない。
- (5) 入札回数は 2 回までとし、落札しない場合は不調とする。
- (6) 入札を辞退する場合は、入札書を提出せずに、「かながわ電子入札共同システム」を利用して辞退届を提出すること。
- (7) 入札書提出後、内容の変更及び撤回はできない。

6 落札者の決定に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格未満の価格による入札は無効とする。（2 回目の入札に参加することはできない。）
- (2) 電話等で連絡を受けた落札候補者は、「入札案件概要書」に記載した書類をすみやかに提出すること。

- (3) 資格要件審査後、要件を満たしていることが確認できた落札候補者を、落札者として決定する。
- (4) 資格要件審査の結果、落札候補者が要件を満たしていることが確認できない場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位者について同様の審査を行い、落札者を決定する。また、同価格のため複数の者が落札候補者となった場合は、全候補者について審査を行った上で、くじ引きにより落札者を決定する。

7 入札及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は箱根町契約規則の規定による。

8 契約の締結に関する事項

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を必要とする。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 落札者が契約締結までに「2」に掲げた競争参加資格の内、一つでも満たさなかった場合は、契約を締結しない。
- (3) 落札者が落札決定のあった日から 10 日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失う。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に該当する契約（予定価格が 5 千万円以上の工事又は製造の請負）は、箱根町議会の議決を必要とする。この場合、議決日までは、仮契約とする。
- (5) 議会の議決までに、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく参加資格の制限又は箱根町から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

9 その他

- (1) 本公告に記載のない事項については、箱根町契約規則及び契約関連規程の定めるところによる。
- (2) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により契約が確定する前に、発注者による入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合、入札を無効とすることがある。
- (4) 「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、やむを得ず入札を中止することがある。